

## 生徒心得

高校生としての教養を高め、自己の個性を伸長するとともに他の人格を尊重し、集団の秩序を維持するために諸規則を守らなければならない。

### 1 態度

- (1) 高校生らしい身だしなみと態度を失わないこと。
- (2) いかなる場合にも、暴力は一切ふるってはならない。また、暴力行為を受けた者もしくは発見した者は直ちに届け出る。
- (3) 交際は高校生としての自覚の上にたち、あくまで明朗、純真、理知的であって秘密的な行動をとらない。また、交際を強要したり好ましくない交友関係を結ぶことを禁ずる。

### 2 通学

- (1) 通学の途上は交通規則を守り安全を期し、また一般社会人に対する迷惑行為は慎むこと。万一事故が生じた場合は速やかに、その旨を学校に連絡する。
  - ① 自転車は1列で通学し、信号無視・斜め横断・飛び出し・二人乗り等の行為を厳重に慎むこと。
  - ② 自転車には指定の鑑札（ステッカー）を必ず貼ること。また、折りたたみ式及びマウンテンバイクは禁止とする。電動アシスト自転

車は許可するが、高価な物なので施錠等含めて管理をしっかりとす。学校での充電は許可しない。

- ③ 他の交通機関を利用する者は、マナーを守り社高校の品位を落とさないように注意すること。
- ④ 登校後自転車は、指定された置場に置く。また、自転車には必ず錠をつけ盗難の防止をはかる。
- (2) 通常、始業は8時30分であるが、8時25分には登校完了のこと。  
下校は、次に定めた時刻より遅くはならない。特に遠方の女子は早めに下校すること。

|                                |    |       |    |       |
|--------------------------------|----|-------|----|-------|
| 4月～9月                          | 男子 | 18:30 | 女子 | 18:00 |
| 10月～3月                         | 男子 | 17:30 | 女子 | 17:00 |
| ※下校時刻以後学校に残る場合は、担当教員の許可を受けること。 |    |       |    |       |

- (3) 欠課、早退をしようとする者・遅刻をした者は学級担任並びに当該教科担任に申し出ること。特に、遅刻者は所定の遅刻届に記入して所属する学年担任から捺印をもらい、教科担任に提出して出席簿の訂正を受ける。
- (4) 下校途中みだりに寄り道をせず帰宅すること。やむを得ず、下校の遅れるときは家庭に連絡をする。
- (5) 特別な理由がない限り、自力で登下校し、不用意な送り迎えは慎むこと。
- (6) 欠席者は事前に学級担任に通知すること。ま

た、病気欠席の場合は、必要に応じて保健室で用紙をもらい、医師の診断書を提出すること。

- (7) 欠席（欠課・公認欠席・出停・謹慎）をした者は、教科担任に申し出て、補充指導を受けることができる。

### 3 校内生活

- (1) 校内生活は高校生として高い知性と教養ある態度で送る。また、明朗で民主的な環境づくりに努める。
- (2) 校内にある施設・設備を大切に使用すること。誤って損傷した場合は、すぐに管理責任職員に報告し指示をあおぐ。
- (3) 校内における火気の使用は必ず学校長の許可を得ること。
- (4) 休憩時間また放課後特別教室を使用する場合は管理責任職員の許可を受けて、使用すること。
- (5) 各部室は放課後に限り使用できる。休憩時間等は使用できない。整頓・清潔を守り、使用後は鍵をかける。
- (6) 清掃当番は責任を持って分担区域の清掃美化に当たり、終了後は担当職員にカードを提出し報告する。
- (7) 学年・学級集会等は学年主任、学級担任に、生徒会各種委員会の集会やピラ・立看板・拡声器使用・署名運動等の場合は生徒指導部長に、各部活動の集会は担当顧問に、それぞれ申し出て許可を受ける。

- (8) 登校後は校外に出てはならない。やむを得ない場合は、学級担任の許可を受ける。（外出許可証発行する）

- (9) 上履き、下履きの区別を明瞭にし渡り廊下より外に出る場合は、下履きに替える。
- (10) 各自の所持品には記名し、特に貴重品は各自で十分管理する。（学校行事、移動教室等は担任に、部活動は顧問に預ける）
- (11) 交友間における金銭の貸借をしてはならない。
- (12) 学業に不必要なものは所持または使用しない。（ゲーム機・マンガ・トランプ等）
- (13) 携帯電話を持参する際は、学校敷地内に於いては必ず電源を切ること。
- (14) 考査時には次の項目を守らなければならない。
- ① 厳正な態度で受験する。
  - ② 筆記用具以外は考査開始前にバッグの中に入れてしまい、イスの下に入れる。
  - ③ 机は前後逆向きにする。
  - ④ 考査開始後は所定の時間内に退席してはならない。
- (15) 売店・食堂の利用は定められた規則・時間を厳守する。なお、食堂から紙コップ類のジュース・一般メニューの持ち出しは厳禁。

### 4 校外生活

- (1) 校外においても常に社高校生であることの自覚を持って行動する。
- (2) 校外で開かれる集会に参加する場合は、その

目的、内容、出席者等を十分考え、保護者に相談して許可を得る。

- (3) 保護者の許可のない外泊は絶対にせず、夜間の外出は必ず保護者の許可を受けること。ただし、深夜に於いては許可があっても認められない。
- (4) 飲酒、喫煙、シンナー・大麻等の薬物乱用、その他高校生にあるまじき行為は禁止する。
- (5) 家庭にあっては、節度ある生活を守って明るい家庭づくりに努めると共に、計画的に学習や家事手伝いにも努める。
- (6) 家族の中に不幸や伝染病等が発生した際は、直ちに学校に連絡をする。
- (7) アルバイトは禁止である。特別な家庭事情のある場合、保護者・本人共々面談のうえ許可される場合がある。
- (8) 「三ない運動」堅持の立場から、自動車及び単車の運転免許証取得は禁止する。3年生の進路決定者に対しては別途指示する。
- (9) 選挙については、満18歳以上の生徒は、選挙運動を行うことができる。ただし、学校構内での選挙運動や政治的活動は禁止する。

## 生徒服装規定

高校生として清潔な服装を心掛け、安易に流行を追わず、華美にならないように注意する。なお、指定の制服に故意に手を加えてはならない。また、装飾品等で身を飾らない。

### 男 子

#### 1 頭 髪

頭髪は、むやみに流行を追うことなく、高校生らしく清潔、端正なものでなければならない。パーマ・ウェーブ・カール・染毛・そりこみ・極端な刈り上げ・整髪料での加工等は禁止する。

#### 2 制 服

(1) 冬 服 (概ね10月から5月末まで)

- ① 指定の制服とする。
- ② 胸には学年色の入ったエンブレムをつける。
- ③ 第一ボタンを留め、上着の裾から下着を出さない。
- ④ 上着の下には白のカッターシャツが望ましい。派手なシャツ・ハイネック・タートルネック等は禁止。
- ⑤ 防寒着としてのベスト及びセーターは学校指定のものとする。

(2) 制服移行期間としての中間服 (概ね4月末から5月末まで)

学校指定の制服上下・ベスト・セーター・  
長袖カッターシャツ・半袖シャツの内、気温  
に合わせて各自が組み合わせて着用。

- (3) 夏 服 (概ね6月から9月末まで)  
特別な理由がないかぎり、指定の半袖シャ  
ツとする。(半袖シャツの下に着る肌着は、  
白色でワンポイントまでとする)

### 3 履物, 靴下

- (1) 通学は学校指定の黒革靴とする。(体育時  
は運動靴とする)  
(2) 上履きは指定店の販売する指定のスリッパ  
とし、記名する。  
(3) ソックスは学校指定の黒のソックスとする。

### 4 防寒着

- (1) 防寒の為の上着は、学校指定のウインドブ  
レーカーとする。  
(2) 防寒の為のベスト・セーターは学校指定の  
ものとする。  
(3) マフラー・ネックウォーマーは登下校のみ  
使用してよい。(校内内では着用しない)

- 5 カバンは学校指定のものを使用する。

## 女 子

### 1 頭 髪

- (1) 制服の後襟が見える程度に調髪すること。  
(2) 後襟より長くする場合は、後頭部の首の所  
で結束すること。結束のゴム輪は黒又は紺色、  
茶色等の華美でないものとし、それ以外は不  
可とする。(三つ編み可)  
(3) パーマネントウェーブ、染毛、カールは禁  
止する。

### 2 制 服

- (1) 冬 服 (概ね10月から5月末まで)  
① 指定の制服とする。  
② 胸には学年色の入ったエンブレムをつけ  
る。  
③ 指定のネクタイを装着する。  
④ スカート丈は、膝がかくれるものとする。  
⑤ ブラウスは学校指定のものとする。  
⑥ 防寒着としてのベスト及びセーターは学  
校指定のものとする。  
(2) 制服移行期間としての中間服 (概ね4月末  
から5月末まで)  
P20・21の冬服スタイル及び夏服スタイル  
のどちらでもよい。必要に応じてベスト・セー  
ターを着用してよい。また、プレザーなしで  
長袖ブラウスを着用出来るが、その際はネク  
タイを装着する。  
(3) 夏 服 (概ね6月から9月末まで)

特別な理由がないかぎり、指定の半袖ブラウスとする。

### 3 履物，靴下

- (1) 通学は学校指定の黒革靴とする。(体育時は運動靴とする)
- (2) 上履きは指定店の販売する指定のスリッパとし、記名する。
- (3) ソックスは学校指定の黒のハイソックスとする。

### 4 防寒着

- (1) 防寒の為の上着は、学校指定のウインドブレーカーとする。(校舎内では着用しない)
- (2) 防寒の為のベスト・セーターは学校指定のものとする。
- (3) マフラー・ネックウォーマーは登下校のみ使用してよい。(校舎内では着用しない)
- (4) ストッキング・タイツは肌色及び黒色のものを用いる。(模様のないものとし、必ずソックスは着用する。着用期間は冬服期間のみとする。)

### 5 カバンは学校指定のものを使用する。